

専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成24年5月10日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|--------------|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町大正240-9 |
| | | 氏名 | 有限会社 北幡観光自動車 |
| 2 | 事故の概要 | 平成24年4月5日午前6時55分頃、町道大井川・西土佐線を自動車（コミュニティバス）で走行中、道路脇の山手から落石があり、乗り上げてオイルパンを損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金24,430円
内訳（車両修理費用） | |